

日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に加入している教職員（以下「加入者」という。）及び私立学校設置者の長期給付掛金の軽減を図るため事業団に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、加入者の長期給付に係る事業とし、対象経費は、加入者及び私立学校設置者が負担する長期給付掛金に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 前条の経費に対する補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、加入者の標準給与総額に1,000分の8を乗じて得た額とする。

ただし、大学については、補助しないものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出の時期は、毎年度知事が定めるものとする。

2 規則第4条第1項第3号及び同条第2項に係る書類は、提出を要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式等)

第6条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出時期は、別に知事が定めるものとする。

(書類の整備等)

第7条 事業団は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第 1 号

年度日本私立学校振興・共済事業団補助金交付申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所
所在地
名称
代表者名

下記により日本私立学校振興・共済事業団補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

補助金概算書

様式第2号

年度日本私立学校振興・共済事業団補助金交付決定通知書

学 事 第 号
年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった
年度日本私立学校振興・共済事業団補助金については、下記のとおり交付
する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払い
- 3 条件 この補助金は、本県に私立学校を設置する学校法人等に勤務する加入者に係る 年度長期給付掛金の軽減のために使用する。

様式第3号

年度日本私立学校振興・共済事業団補助金実績報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所
所在地
名称
代表者名

年 月 日付け学事第 号で補助金の交付決定の通知を受けた日本私立学校振興・共済事業団の補助事業が完了したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業に要した経費の清算に関する事項